

## ■ 外国証券情報 ■

東海東京証券作成  
作成日： 2025年6月17日  
管理コード： OL181-1-202506

### <1. 発行者情報>

- |                          |                              |
|--------------------------|------------------------------|
| (1) 発行者の名称:              | モルガン・スタンレー<br>Morgan Stanley |
| (2) 発行者の本店所在地:           | 有価証券報告書をご参照ください              |
| (3) 発行者設立の準拠法、法的地位及び設立年: | デラウェア州法、株式会社、1981年           |
| (4) 決算期:                 | 有価証券報告書をご参照ください              |
| (5) 事業の内容:               | 有価証券報告書をご参照ください              |
| (6) 経理の概要:               | 有価証券報告書をご参照ください              |
| (7) 保証を行なっている親会社に関する事項:  | 該当なし                         |

<有価証券報告書の開示書類を閲覧するホームページ>

EDINET(Electronic Disclosure for Investors' NETwork)

『金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム』

URL: <https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/>

<発行者またはこれに準ずるものにより公表されているホームページ>

URL: <https://www.morganstanley.com/>

### <2. 証券情報>

- |                     |  |
|---------------------|--|
| (1) 有価証券の種類及び名称:    | モルガン・スタンレー発行 2055年11月19日満期 5.516% 米ドル建無担保社債  |
| (2) 発行地及び上場・非上場の区分: | グローバル市場、非上場  |
| (3) 発行日:            | 2024年11月20日  |
| (4) 発行額:            | 30億米ドル (2024年11月現在)  |
| (5) 利率及び利払金の決定方法:   | ①固定金利期間:2024年11月20日から2054年11月19日<br>年率5.516%(30/360,unadjusted)<br>②変動金利期間:2054年11月19日以降<br>SOFRLレート+1.710%(ACT/360,adjusted,後決め)<br>償還時はACT/360,unadjusted,後決め  |
| (6) 利払日:            | ①固定金利期間:初回2025年5月19日、以降毎年5月、11月の19日(年2回)<br>②変動金利期間:2055年2月19日、5月19日、8月19日、11月19日  |
| (7) 償還期限:           | 2055年11月19日  |
| (8) 償還金額及び償還金の決定方法: | 額面金額で満期償還。また以下の場合には、発行者は事前通知を行うことにより、本債券を期限前償還することができる。<br>(i)2025年5月23日から2054年11月19日まで<br>下記(a)(b)のいずれか高い方の金額に当該期限前償還日までの経過利息を付した金額で、いつでも、本債券の全額または一部を期限前償還することができる。<br>(a)額面金額の100%<br>(b)2054年11月19日までの元利金の合計を同年限の米国債利回り+0.15%で現在価値に割り引いた金額<br>(ii) 2054年11月19日<br>本債券の全額(一部は不可)を額面金額の100%に当該期限前償還日までの経過利息を付した金額で期限前償還することができる。<br>(iii)2055年5月19日以降<br>いつでも、本債券の全額または一部を額面金額の100%に当該期限前償還日までの経過利息を付した金額で期限前償還することができる。 |

(9) 受託会社又は預託機関: DTC、ユーロクリア、クリアストリーム

(10) 担保又は保証に関する事項: 無担保、無保証

(11) 他の債務との弁済順位の関係: 本債券は発行者の無担保・非劣後債務と同順位に位置づけられる。また、発行者の子会社の債務に構造的に劣後する。なお、ドッド・フランク法に基づく整然清算権限を連邦預金保険公社等が行使する場合は、本債券の債権者としての権利が制約され、結果として予想外の損失を被る可能性がある。

(12) 発行、支払及び償還に係る準拠法: ニューヨーク州法

**<3.証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令第十五条第一項各号に掲げる場合に該当するときはその旨及びその内容>**

該当なし

※本情報は、証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令に従って作成されたものであり、当該証券に関する完全な情報が記載されているものではありません。